

## 主 文

本件申立を棄却する。

## 理 由

刑訴四一四条、三八六条一項三号により上告を棄却した最高裁判所の決定に対し  
ては、同四一四条、三八六条二項により異議の申立をなすことができるが、右決定  
に対し訂正の申立をすることは許されない（昭和三〇年（す）第四七号、同年二月  
二三日当裁判所大法廷決定参照）。よつて本件訂正の申立は不適法であつて、棄却  
すべきものである。（なお、本件申立を異議の申立と見るとしても理由がない。）

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三〇年三月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 井 上 登

裁判官 島 保

裁判官 河 村 又 介

裁判官 小 林 俊 三